

南新浜小PTA会則の改正について

本会の円滑な運営を行うとともに、役員の仕事遂行と現状に基づき、変更を行います。主な内容は以下の変更に伴う修正になります。

- ・PTA任意加入および個人情報取扱同意書の導入に伴い、クラス委員の廃止。
- ・クラス委員廃止に伴い、クラス委員の表記がある項目はすべて削除。
- ・クラス委員廃止に伴い、学年代表の廃止。
- ・個人情報取扱により学校側との名簿共有廃止に伴い、学級会の廃止。
- ・選考委員の廃止。

● 第3章 第10条

- (2) 学級会 (3) 学年委員会 削除。
(削除した以降の項目番号は以降繰り上げ)

● 第3章 第12条

[変更前]

- 1 学級会はその学級の全会員の緊密な協力のもとに活動する。
- 2 学級会は会員の中から選出されたクラス委員2名と専門委員4名により活動を行う。
- 3 クラス委員は学級会の活動を推進すると共に、学年委員会との連絡調整に努める。
また、学級の集金・会計に関する事務を行う。

[変更後]

- 本文削除。
(削除した以降の項目番号は以降繰り上げ)

● 第3章 第13条

[変更前]

- 1 学年委員会はその学年のクラス委員および担任教職員によって構成され、学年として必要な本会の活動を企画運営する。
- 2 学年委員会はクラス委員の中から学年代表1名を選出する。
学年代表は必要に応じて学年委員会を召集する。
- 3 学年委員会の任務は次のとおりとする。

(1) 年内の行事の企画と運営	(2) 学級会の行事の連絡調整
(3) 理事会に提案する議案の作成	(4) 理事会から委任された事業の運営

[変更後]

- 代表委員の任務は次の通りとする。
(1) 理事会から依頼された事業の運営

● 第3章 第15条 1

[変更前]

理事会は役員・学年代表・各専門委員会委員長・名誉会長(学校長)・教頭によって構成され、本会則および総会の決議にもとづいて、本会の会務を企画運営する。

[変更後]

理事会は役員・代表委員・各専門委員会委員長・名誉会長（学校長）・教頭によって構成され、本会則および総会の決議にもとづいて、本会の会務を企画運営する。

● **第3章 第16条 1、3、4**

[変更前]

- 1 役員選考委員会は、理事代表・各学年代表・教職員代表によって構成され、役員の選考にあたる。
- 3 会員から推薦された候補者がいないときおよび補欠の役員については、役員選考委員会において推薦し選考する。
- 4 ただし、役員選考委員会を立ち上げるのが困難な場合、理事会が代理で適任者を選考することができる。

[変更後]

本文削除。

（削除した以降の項目番号は以降繰り上げ）

● **会計会則 第3条**

[変更前]

クラス委員2名が各学級の会計係となる。会計係は学級の会費を年1回一括して徴収し、PTA会計に納金する。

[変更後]

本文削除。

（削除した以降の項目番号は以降繰り上げ）